平成２１年（フ）第９９５号
福岡県遠賀郡岡垣町野間３丁目５番14号　アルカディア野間Ｃ―201
債務者　金子　俊恵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９９６号
福岡県遠賀郡水巻町吉田団地１番５－４号
債務者　小嶋　孝一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５８０号
奈良県桜井市大字慈恩寺942番地の１
債務者　太田　寿一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２３９号
青森市青葉３丁目10番地13
債務者　熊谷　茂敏
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
青森市青葉３丁目10番地13
債務者　熊谷　幸代
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
沖縄県うるま市字宇堅738番地
債務者　関屋美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１５１号
沖縄県宜野湾市赤道１丁目13番10―201号　喜屋武アパート
債務者　真喜志キヨ子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１６６号
沖縄県うるま市字西原44番地１　コーポひまわり105
債務者　仲宗根　優
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第４７０号
熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間117番地２
債務者　齊藤　誠二
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５２８号
熊本市御領１丁目２番45号
債務者　西　　里美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６００号
熊本市清水新地７丁目２番15―104号
債務者　上田　勝江
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６１６号
熊本県熊本市武蔵ヶ丘９丁目２―34　グリーン武蔵Ｂ―101号、住民票上の住所熊本県菊池市赤星862番地
債務者　小野　和美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６３６号
熊本市清水東町９番２号
債務者　清水裕美子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４７号
熊本市池田１丁目16―76　エクシードハイツ203、住民票上の住所熊本市四方寄町509番地４
債務者　谷口　京子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４８号
熊本市池田１丁目16―76　エクシードハイツ203、住民票上の住所熊本市四方寄町509番地４
債務者　谷口　勝信
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５０号
熊本県上益城郡益城町大字宮園445番地７
債務者　内田　　愛
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５２号
熊本市戸島西１丁目27番52―201号
債務者　塘田　亜美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部